

電子交付等の同意事項

私は、以下の内容を確認したうえで、以下に定義した電子交付等がなされることに同意します。私は、以下について同意しない場合、別途書面にて申し出ます。

- 第1条（定義）
- 1 本確認書における電子交付等とは、以下に定義する電子交付および電子徴求の双方をいうものとしす。
 - 2 電子交付とは、当社および当社より債権を譲り受けた者が貸金業法その他の関係法令等に基づき、お申込人、連帯債務者になるうとする者（以下、「申込人等」といいます。）へ交付すべき各種の書面を、紙媒体に代えて、電磁的方法により交付することをいいます。
 - 3 電子徴求とは、当社および当社より債権を譲り受けた者が申込人等から手続上必要となる意思表示、届出事項その他の情報を、電磁的方法により徴求することをいいます。

- 第2条（電子交付の方法）
- 電子交付は、以下のいずれかの方法によるものとします。
- ①マイページに、交付すべき書面をPDFのファイル形式で表示し、申込人等がそれを自ら使用するパソコン等にダウンロードする方法
 - ②当社のWEBサイトに交付すべき書面をPDFのファイル形式で添付し、申込人等がそれを自ら使用するパソコン等にダウンロードする方法

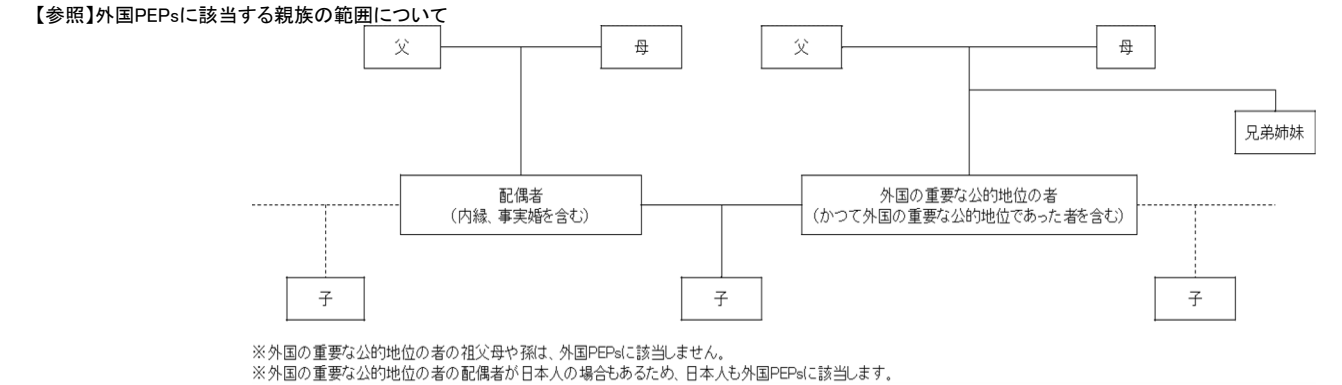
- 第3条（電子徴求の方法）
- 電子徴求は、マイページに関係書類の内容を記録して申込人等の閲覧に供し、申込人等がマイページ上で当社所定の操作を行うことにより、当該内容に係る意思表示、必要事項の届出、その他の情報を提供する方法によるものとします。

- 第4条（留意事項等）
- 1 電子交付の対象となる各種の書面を閲覧するためには、マイページの利用が必要となるため、申込人等は必ず利用登録を行うものとします。
 - 2 電子交付の対象となる各種の書面を閲覧するためには、閲覧用ソフトウェアが必要となる場合があります。（また、電子徴求の手続きにも同様の閲覧用ソフトが必要な場合があります。）この閲覧用ソフトは、申込人等が用意するものとします。
 - 3 電子交付した書面の閲覧可能期間は交付日から6ヵ月間とします。申込人等はこの閲覧可能期間の間に、自ら使用するパソコン等に書面を必ずダウンロードするものとします。閲覧可能期間経過後に書面の閲覧を希望する場合は、申込人等は当社に書面等にて申し出るものとします。
 - 4 電子交付した書面の閲覧期間中は、申込人等はマイページの退会はできないものとします。
 - 5 当社が必要と判断した場合（関係法令の変更の場合も含みます。）には、当社は、電子交付等を中止し、紙媒体により交付等を行う場合があります、申込人等はこれを了承します。また、電子交付した書面の閲覧期間についても、当社の判断で変更できるものとし、申込人等はこれを了承します。
 - 6 電子交付等に対する同意内容の変更を希望する場合は、申込人等は当社に書面にて申し出るものとします。

外国PEPs(重要な公的地位にあるもの:Politically Exposed Persons)について

外国PEPsとは以下1または2に該当する者をいいます。

1. 以下の外国PEPs(外国の重要な公的地位にある者)に該当する者、または、過去に該当していた者
 - 1) 国家元首
 - 2) 我が国における内閣総理大臣その他の国務大臣および副大臣に相当する職
 - 3) 我が国における衆議院議長、衆議院副議長、参議院議長または参議院副議長に相当する職
 - 4) 我が国における最高裁判所の裁判官に相当する職
 - 5) 我が国における特命全権大使・特命全権公使、特派大使、政府代表または全権委員に相当する職
 - 6) 我が国における統合幕僚長、統合幕僚副長、陸上幕僚長、陸上幕僚副長、海上幕僚長、海上幕僚副長、航空幕僚長または航空幕僚副長に相当する職
 - 7) 中央銀行の役員
 - 8) 予算について国会の議決を経、または承認を受けなければならない法人の役員
2. 上記1)に掲げる者の親族（配偶者（内縁および事実婚を含みます。以下同じ）、父母、子、兄弟姉妹）ならびにこれらの者以外の配偶者の父母および子）



- ※以下、例となります。
- 例 1)
- ある外国の皇太子Aが、日本人女性Bと結婚した。日本人女性Bの父親Cが住宅ローンの借入申込みをした場合、父親Cは外国PEPsに該当するか。
- 回答 1)
- 上記の図に当てはまる(配偶者の父)ため、該当する。
- 例 2)
- 過去に海外の陸軍の参謀総長(我が国における陸上自衛官の最上位に相当する職位)であったCの弟Dは、愛知県にある●●自動車株式会社に勤めており、弟Dが住宅ローンの借入申込みをした。弟Dは外国PEPsに該当するか。
- 回答 2)
- 上記の図に当てはまる(兄弟姉妹)ため、該当する。
- 例 3)
- イギリスのイングランド銀行(日本における中央銀行)の役員Xの孫Yは日本人男性と結婚し日本国籍を得ている。孫Yは日本の●●商事株式会社に勤めており、住宅ローンの借入申込みをした。この場合、孫Yは外国PEPsに該当するか。
- 回答 3)
- 役員Xの「孫」にあたり、上記の図には当てはまらないため、該当しない。

【店舗記入欄】

該当があった場合、以下の確認を行い○を黒く塗りつぶしたうえ、確認者印を押印してください。

☐ 該当者について、本人確認書類の2点確認(通常の本人確認書類+住民票または印鑑証明書)を行った	確認者印
--	------

付帯商品の確認事項

私は、以下の内容を確認したうえで、各付帯商品を申込む場合は別途書面にて申し出ます。
なお、以下の条件(加入可能年齢を超えて申込みを行った場合等)を満たせない場合は加入できないことを承諾し、異議を申し立てません。

- (1) 団体信用生命保険S・就業不能保険の確認事項および注意事項について

確認事項／商品	団体信用生命保険S 引受保険会社 SBI生命保険株式会社		就業不能保険(スタンダード) 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社	就業不能保険(ライト) 引受保険会社 三井住友海上火災保険株式会社
保障プラン	一般団信 一般連生団信	全疾病付団信 全疾病付連生団信	-	-
加入可能年齢	(融資実行日時点) 満20歳～満65歳以下	(融資実行日時点) 満20歳～満50歳以下	(住宅ローン申込日時点) 満20歳～満70歳以下	(融資実行日時点) 満20歳～満50歳以下
告知有効期限	告知日から12ヵ月後の応当日の前日まで		告知日から6ヵ月後の応当日の前日まで	告知日から6ヵ月後の応当日の前日まで

＜注意事項＞ 団体信用生命保険Sと就業不能保険(スタンダード)について一部重複している保障内容があり、団体信用生命保険Sと就業不能保険(スタンダード)の両方に保険事故が発生した場合は、団体信用生命保険Sにかかる保険金請求を優先して行います。
団体信用生命保険Sと就業不能保険(ライト)について一部重複している保障内容があり、団体信用生命保険Sと就業不能保険(ライト)の両方に保険事故が発生した場合は、就業不能保険(ライト)にかかる保険金請求を優先して行います。
一般連生団信と全疾病付連生団信については、お申込人と連帯債務者が二人で同一の保障プランへの加入となります。
告知有効期限切れ等による再告知の場合、お借入れ日が変わった場合でも年齢が上表の「加入可能年齢」であることが必要です。

- (2) 就業不能保険(スタンダード)について
- ①支払方式を「特約料払い方式」にする場合、「ご契約面談日」までの加入が可能です。指定日を過ぎた場合はご融資後の中途加入申請が可能です。が、「ご契約面談日」までに加入した場合と特約料、ご加入可能年齢が異なります。
 - ②支払方式を「金利上乗せ方式」にする場合、「ご契約面談日」決定のご連絡時までの加入が可能です。指定日を過ぎた場合はご加入いただけません。
 - ③査定結果によりご加入いただけない場合がございます。
- (3) 就業不能保険(ライト)について
- ①支払方式を「特約料払い方式」にする場合、「ご契約面談日」までの加入が可能です。
 - ②支払方式を「金利上乗せ方式」にする場合、「ご契約面談日」決定のご連絡時までの加入が可能です。指定日を過ぎた場合はご加入いただけません。
 - ③査定結果によりご加入いただけない場合がございます。
- (4) 火災保険について
- ①住宅ローンのお借入れ中は、火災保険に加入していただくことが必須となります。
 - ②当社が取扱う住宅ローン専用火災保険商品は、ローン利用者抜特約で保険料の割引が適用されます。
 - ③SBIアルヒ店舗によっては、取扱う火災保険商品が異なります。

住宅ローン【MG保証】の確認事項

- (1) この住宅ローンは、MG保証株式会社が保証をつけます。審査の結果によっては、MG保証株式会社の保証がつかない場合があります。保証がつかない場合の適用金利は、保証がつく場合と比して高くなる場合があります。
- (2) ご融資対象となる住宅および土地にMG保証株式会社または当社を第一順位とする抵当権を設定させていただきます。
- (3) 住宅ローン債権は、資金交付後に信託銀行等に譲渡される場合があります。
- (4) 住宅ローン債権を譲渡した後も、適用金利の見直し、元金金のご返済、各種届出、返済相談等の受付は引続き当社にて承ります。
- (5) 金利タイプが変動金利(半年型)もしくは当初固定金利型の場合、お借入れ後一定期間ごとに適用金利が見直されるため、見直し時の金利情勢等によっては、お客さまの適用金利が上昇し、その結果ご返済負担が増加するリスクがあります。
- (6) 適用金利は加入する団信の保障プラン、金利タイプ(変動金利(半年型)、当初固定金利型、全期間固定金利型)等によって異なります。当初固定金利型の場合は固定金利適用期間の長さによって、全期間固定金利型の場合は返済期間によって異なります。
- (7) 「住宅ローン【MG保証】借入申込書兼保証委託申込書兼個人情報にかかる同意書(保証会社用)」に記載した住宅借入金等特別控除(住宅ローン控除)にかかる残高証明書発行回数が法令で定める期間に相当する発行回数を上回る場合は、当社にて適切な発行回数に調整することを了承します。